

鹿児島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（素案）の概要

1 条例改正の目的

本市では、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、対象となる自然災害により亡くなられた市民のご遺族や、重度の障害を受けられた方に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給しています。

令和元年の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正においては、災害弔慰金等の支給決定の迅速化等を図る観点から、「市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関を設置するよう努めるものとする」とされています。

近年、日本各地で大規模な自然災害が頻発している中で、避難生活の長期化で体調を崩すなどして亡くなる、いわゆる「災害関連死」の認定について、審査を適切かつ迅速に行うための体制づくりの必要性が高まっています。

以上の状況を踏まえ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する医師や弁護士などの有識者で構成する審査会を設置し、被災者遺族等への弔慰金等の迅速かつ適正な支給を図るため、条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

条文の追加

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための「災害弔慰金等支給審査会」を設置する規定

3 施行予定日

令和9年4月1日

災害弔慰金等の支給までの流れ（イメージ）

